

○中部大学研究上の不正行為に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この取扱規程は、中部大学研究倫理委員会規程第29条の規定に基づき、研究活動における不正行為への対応等の取扱に関し、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、中部大学研究倫理委員会規程及び関係諸規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱規程において「不正行為」とは、中部大学（以下「本学」という。）の研究者（本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含み、学生であっても研究活動に従事するときは研究者に準ずる。以下同じ。）又は本学の研究者であった者が本学在籍中に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行った次に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為

- ア 捏造（存在しないデータ、研究成果等を作成すること。）
- イ 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
- ウ 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

(2) その他の不正行為

- ア 二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。）
- イ 不適切なオーサiership（論文著作者が適正に公表されないこと。）

(3) 前2号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(不正行為に対する基本姿勢)

第3条 研究活動における不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり、科学への信頼を揺るがし、発展を妨げるもので許されるものではない。本学は、不正への対応が、研究を萎縮させるものでなく、活性化させるものであると考える。

(自己規律)

第4条 不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、本学の研究者の自己規律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

(責任体制)

第5条 本学に、不正行為を事前に防止するための体制として、次の管理責任者等を置く。

(1) 最高管理責任者

本学全体を統括し、研究に係る倫理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(2) 総括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究倫理委員会委員長として、研究に係る倫理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ総括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

(3) 研究倫理教育責任者

本学の研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施し、研究に係る倫理について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者は、各研究科長、学部長、研究所長、センター長等をもって充てる。

また、研究倫理教育責任者は、共同研究における代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）に配慮する。

(研究倫理教育)

第6条 研究倫理教育は、本学で研究活動に関わる者を広く対象に実施し、研究倫理に関する知識を定着・更新させるために行う。研究者（学生を除く。）は、研究倫理教育を受講する義務を有する。

- 2 研究倫理教育は、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範を修得等させることを目的とする。
- 3 研究倫理教育は、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として修得させる。
- 4 学生の研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。
- 5 研究倫理教育は、研究倫理教育責任者が、所属教員に教授会等の場において毎年度実施する。
- 6 本学に本務を有しない研究者に毎年研究倫理教育の受講の有無を確認し、必要に応じて研究倫理教育を受講させる。

(研究・調査データ等の保存・開示義務)

第7条 本学の研究者は、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能な研究・調査データ等を提示して発表する。したがって、資料(文書、数値データ、画像等)は、研究成果の発表後10年間、試料(実験試料、標本)や装置等「もの」は、研究成果の発表後5年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

- 2 故意による研究・調査データ、資料等の廃棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、許されるものではない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究の実状を鑑み、研究・調査データの保存・開示に努める。

(不正行為の調査機関)

第8条 被告発者が本学に所属する場合は、本学が調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者が本学に所属する場で、他の研究機関で行った研究活動の場合は、本学と当該研究機関と合同で調査を行う。
- 4 被告発者が本学在籍中に行った研究で離職後に被告発者となった場合は、現に所属する研究機関と合同で調査を行う。なお、離職後、どの研究機関にも所属していない場合は、本学が調査を行う。

(疑惑への説明責任)

第9条 本学の研究者は、不正行為の告発を受けたときは、告発された事案に対して、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(内部監査の実施)

第10条 内部監査の実施については、中部大学競争的研究費等に係る内部監査委員会規程の定めるところによる。

(不正行為の調査)

第11条 不正行為についての調査は、中部大学研究倫理委員会規程の定めるところにより行う。

(その他)

第12条 この取扱規程に定めるもののほか、研究上の不正行為への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この取扱規程は、平成27年2月18日から施行する。
2. 中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(平成19年4月18日制定)は、廃止する。

附 則

この取扱規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この取扱規程は、2022年3月1日から施行する。